

千曲市蓄電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、自家消費型再生可能エネルギーの活用促進を図るため、住宅用太陽光発電システムで発電した電気を蓄える蓄電システム（以下「蓄電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器)

第2条 補助金の交付の対象となる機器は、次の要件を満たす定置型の蓄電システムとする。

- (1) 蓄電池部及び電力変換装置から構成されるシステムで、一つのパッケージとして扱われている機器
- (2) 住宅用太陽光発電システム（最大出力10kWh未満）に連結する機器
- (3) 新たに購入する未使用の機器

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する若しくは居住する予定の市内の住宅（店舗、事業所等と兼用するものを含む。）に蓄電システムを設置しようとする者又は蓄電システムが設置されている市内の建売住宅を購入しようとする者で、市税等を滞納していない者とする。

(補助対象及び補助金額)

第4条 補助対象及び補助金額は、次に定めるところによる。

補助対象機器	補助対象経費	補助金額
定置型蓄電システム	対象機器の購入及び設置工事に関する費用	対象経費の10分の1に相当する額。ただし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第5条 補助の回数は、1件の住宅につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、蓄電システムの設置工事着工前（蓄電システムが設置されている建売住宅を購入しようとする場合

にあつては、支払い前)に、千曲市蓄電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (2) 機器の仕様が確認できる仕様書又はカタログの写し
- (3) 設置予定箇所(建売住宅は設置箇所)の位置図
- (4) 設置前の状況を示す写真(建売住宅は不要)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、適当と認めるときは千曲市蓄電システム設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは千曲市蓄電システム設置補助金不交付通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金申請の内容を変更しようとするときは、千曲市蓄電システム設置補助金変更届(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面をもって市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、蓄電システムの設置及び支払い(建売住宅にあつては、支払い)が完了したときは、完了した日から30日以内又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、千曲市蓄電システム設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置状況を示す写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を確定し、千曲市蓄

電システム設置補助金交付確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により交付確定を受けた補助対象者は、千曲市蓄電システム設置補助金交付請求書（様式第7号）を提出し、市長はこれに基づき補助金を交付する。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。